

○公正取引委員会規則第四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の規定及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

公正取引委員会委員長 杉本 和行

公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</p> <p>〔制定文略〕</p> <p>（趣旨）</p>	<p>公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則</p> <p>〔同上〕</p> <p>（趣旨）</p>

第一条 公正取引委員会の所管する法令に基づく手続等を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 「略」

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「号を削る。」

「号を削る。」

一 「略」

二 「略」

第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととして公正取引委員会の所管する法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 「同上」

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 書面申請等様式 申請等を書面等により行うときに従うこととされている様式をいう。

二 電子申請等様式 申請等を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととされている様式であつて、申請等の名称、申請等を行う日付、申請等を行う相手方の名称、申請等を行うものの住所又は所在地、郵便番号及び氏名又は名称その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を記録すべきものとして、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。

三 「同上」

四 「同上」

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて公正取引委員会が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公正取引委員会が告示で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、公正取引委員会が告示で定めるところにより、第二号に掲げる事項を入力することに代えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

〔号を削る。〕

〔条を加える。〕

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 電子情報処理組織を使用して申請等を行うものは、公正取引委員会が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を法第三条に規定する申請等をするもの使用に係る電子計算機であつて公正取引委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行うものが、公正取引委員会が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに代えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一 行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な電子申請等様式に記録すべき事項

二 書面申請等様式に記載すべき事項(書面申請等様式が定められていないときは、申請等を書面等により行うときに当該書面等に記載すべき事項とする。)

二 当該申請等を書面等により行う場合において法令の規定により添付すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 申請等を行う者が、前項第二号に規定する事項のうち公正取引委員会が告示で定めるものに記載されている事項を入力するときは、行政機関等は、公正取引委員会が告示で定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。

3 行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

「一〜三 略」

4 行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている第一項の規定による申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。

5 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

「項を削る。」

三 当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項であつて、第二号に掲げる事項を除いたもの

2 申請等を行うものが、前項第三号に規定する事項のうち公正取引委員会が告示で定めるものに記載されている事項を入力するときは、行政機関等は、公正取引委員会が告示で定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。

3 申請等を行うものは、行政機関等から求められた場合には、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

「同上」

「項を加える。」

4 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行うものが、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

5 行政機関等は、申請等を行うものが第一項第三号に掲げる事項のうち登記情報に係る登記事項証明書に記載された事項を入力する場合において、電気通信回線を使用して行政機関等に登記情報（電気通信回線によ

「項を削る。」

「項を削る。」

「条を削る。」

る登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該事項の入力を要しないものとすることができる。

6|| 行政機関等は、申請等を行うものから第一項の規定による申請等があった場合には、そのものに識別番号を付与し、これを通知しなければならない。

7|| 行政機関等は、前項の通知を、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（氏名等を明らかにする措置）

第四条 法第三条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子申請等様式に記録された情報に電子署名を行い、前条第三項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信することをいう。

2 法第四条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、公正取引委員会が告示で定める電子証明書を当該処分通知等と併せて送信することをいう。

3 法第六条第三項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、前項に規定する電子証明書を添付することをいう。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の九第一項

「条を削る。」

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第五条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公正取引委員会が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

「項を削る。」

(電子情報処理組織による処分通知等)

第六条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により、電子情報処理組織

の表示)

第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第七十条の九第一項に規定する公正取引委員会規則で定める方式は、処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機であつて、公正取引委員会が定める技術的基準に適合するものから行う識別番号及び暗証コードの入力とする。

「条を加える。」

(電子情報処理組織による処分通知等)

第六条 行政機関等が、法第四条第一項により、電子情報処理組織による申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべきものがあらかじめ書面等によつて処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用し行うことができる。ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしている処分通知等については、前条で定める方式による表示をした場合に限り、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2|| 行政機関等が、前項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使

を使用する方法による申請等に対する諾否の応答として電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第四条第三項各号に掲げるものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

2|| 行政機関等は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となつた時から二十四時間以内に当該処分通知等を記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行わなければならない。

3|| [略]

4|| [略]

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第七條 法第七條第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに法令の規定に基づき従うこととされている様式に記載すべき事項を法第四条第一項の電子計算機（行政機関等の使用に係るものに限る。）から入力し、当該様式に記載された情報に電子署名を行い、第四条第二項に規定する電子証明書を当該処分通知等と併せて送信しなければならない。

3|| 処分通知等を受けるものが処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となつた時から二十四時間以内に記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、行政機関等は、第一項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知を行わなければならない。

4|| [同上]

5|| [同上]

[条を加える。]

- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出
- 三 前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式

(電磁的記録による縦覧等)

第八条 行政機関等が、法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第九条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法によるものとする。ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第七十条の九の規定により、同法第七十条の七において読み替えて準用する民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十条の規定による送達事項を記載した書面の作成及び提出に代える場合は当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法に限るものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第七条 行政機関等が、法第五条第一項の規定により電磁的に記録されている事項を同項の規定により縦覧等をする場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第八条 行政機関等が、法第六条第一項の規定により電磁的に記録の作成等をする場合においては、当該事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うものとする。



(氏名等を明らかにする措置)

第十條 法第六條第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第四條第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同條第三項各号に掲げるものと併せてこれを送信することをいう。

2 法第七條第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第六條第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて公正取引委員会が告示で定めるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録することをいう。

3 法第九條第三項に規定する主務省令で定めるものは、行政機関等が電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第四條第三項各号に掲げるものを付することとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

「条を加える。」

(課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則の一部改正)

第二條 課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則(平成十七年公正取引委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>(報告書及び資料の提出の方法)</p> <p>第六条 「略」</p> <p>2 前項に規定する報告書及び資料は、同項の規定にかかわらず、公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年公正取引委員会規則第一号)の定めるところにより電子情報処理組織を使用して提出することができる。</p>	<p>(報告書及び資料の提出の方法)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>2 前項に規定する報告書及び資料は、同項の規定にかかわらず、公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利便性に関する法律施行規則(平成十五年公正取引委員会規則第一号)の定めるところにより電子情報処理組織を使用して提出することができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。